

○図書館法施行規則（昭和二十五年文部省令第二十七号）（抄）

附 則（平成二十一年文部科学省令第二十一号）

154 （略）

5 平成二十四年四月一日前から引き続き大学に在学し、当該大学を卒業するまでに経過科目の単位のうち、司書となる資格に必要なすべての単位を修得した者は、新科目の単位のうち、司書となる資格に必要なすべての単位を修得した者は、新科目の単位のうち、司書となる資格に必要なすべての単位を修得したものとみなす。

6 平成二十四年四月一日前から引き続き大学に在学し、当該大学を卒業するまでに次の表中新科目の欄に掲げる科目の単位を修得した者は、当該科目に相当する経過科目の欄に掲げる科目の単位を修得したものとみなす。ただし、同日前に経過科目の「専門資料論」の単位を修得した者であつて、新科目の「図書館情報資源特論」を修得した者はこの限りでない。

新 科 目		単 位 数	経 過 科 目		単 位 数
生涯学習概論		二	生涯学習概論		一
図書館概論		二	図書館概論		二
図書館制度・経営論		二	図書館経営論		一
図書館サービス概論		二	図書館サービス論		二
情報サービス論		二	情報サービス概説		二
児童サービス論		二	児童サービス論		一
情報サービス演習		二	レファレンスサービス演習		一
図書館情報資源概論		二	情報検索演習		一
情報資源組織論		二	図書館資料論		二
情報資源組織演習		二	資料組織概説		二
図書館情報資源特論		一	資料組織演習		二
			専門資料論		一

7 平成二十四年四月一日前から引き続き大学に在学し、当該大学を卒業するまでに新科目の乙群の欄に掲げる科目の単位を修得した者は、経過科目の乙群の科目の単位を修得したものとみなす。

8 平成二十二年四月一日以後に附則第六項の表中経過科目の欄に掲げる科目の単位を修得した者が、平成二十四年四月一日以後に新たに司書となる資格を得ようとする場合には、既に修得した経過科目の単位は、当該科目に相当する新科目の単位とみなす。

9 平成二十二年四月一日以後に経過科目の乙群の欄に掲げる科目の単位を修得した者が、平成二十四年四月一日以後に新たに司書となる資格を得ようとする場合には、既に修得した経過科目の単位は、新科目の乙群の単位とみなす。

10・11 （略）

○ 博物館法施行規則（昭和三十年文部省令第二十四号）（抄）

附 則（平成二十一年文部科学省令第二十二号）

1・2（略）

3 この省令の施行の前から引き続き大学に在学している者で、当該大学を卒業するまでに旧科目の単位の全部を修得したものは、新科目の単位の全部を修得したもののみならず。

4 この省令の施行の前から引き続き大学に在学している者で、当該大学を卒業するまでに次の表中新科目の欄に掲げる科目の単位の全部を修得した者は、当該科目に相当する旧科目の欄に掲げる科目の単位の全部を修得したもののみならず。

新 科 目	単 位 数	旧 科 目	単 位 数
生涯学習概論	二	生涯学習概論	一
博物館概論	二	博物館概論	二
博物館経営論	二	博物館経営論	二
博物館資料論	二	博物館資料論	一
博物館教育論	二	博物館教育論	二
博物館情報・メディア論	二	博物館情報・メディア論	一
博物館実習	三	博物館実習	三
博物館概論	二	博物館学	一
博物館経営論	二	視聴覚教育メディア論	六
博物館資料論	二	視聴覚教育メディア論	一
博物館情報・メディア論	二	博物館学各論	四
博物館資料論	二	視聴覚教育メディア論	一
博物館情報・メディア論	二		

5 この省令の施行の前から、次の表中旧科目の欄に掲げる科目の単位の全部を修得した者が、新たに学芸員となる資格を得ようとする場合には、既に修得した旧科目の単位は、当該科目に相当する新科目の単位とみなす。

旧 科 目	単 位 数	新 科 目	単 位 数
生涯学習概論	一	生涯学習概論	二
博物館概論	二	博物館概論	二
博物館経営論	一	博物館経営論	二

6・7  
(略)

博物館学各論 視聴覚教育メディア論	一四	博物館学各論 博物館経営論 博物館資料論 博物館情報・メディア論	二 二 二
博物館学各論	四	博物館資料論 博物館経営論	二 二
博物館学 視聴覚教育メディア論	一六	博物館情報・メディア論 博物館資料論 博物館経営論 博物館概論	二 二 二 二
博物館学	六	博物館資料論 博物館経営論	二 二
博物館実習	三	博物館実習 博物館概論	三 二
博物館情報論 視聴覚教育メディア論	一	博物館情報・メディア論	二
博物館資料論	二	博物館資料論	二